スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

令和7年度

# 地域スポーツクラブ活動体制整備事業

## 地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業

# 山形県米沢市

自 治 体 名 ：山形県米沢市
担 当 課 名 ：学校教育課
電 話 番 号 ：0238-22-5111

# 1.自治体の基本情報

スポーツ庁

## 基本情報

| | |
|---|---|
| 面積 | 548.51㎢ |
| 人口 | 73,257人 |
| 公立中学校数 | 6校 |
| 都道府県立<br>中学校数 | 0校 |
| 公立中学校生徒数 | 1,880人 |
| 都道府県立中学校<br>生徒数 | 0人 |
| 部活動数<br>（運動部活動のみ） | 54部活 |
| 都道府県立中学校<br>部活動数 | 0部活 |
| 都道府県立中学校<br>における地域クラブ<br>活動数 | 14クラブ |
| 都道府県の協議会・<br>検討会議等の<br>設置状況 | 設置済 |
| 都道府県の推進計画・<br>ガイドライン等の<br>策定状況 | 策定済 |

## 地域連携・地域展開における都道府県の現状・課題

米沢市の令和7年度の部活動加入率は、市全体で74.3%で依然高い状況である。しかし、中には部員数の減少が顕著な競技がある。3年生が引退し、令和6年9月に行われた新人体育大会では野球が2チーム、バスケットボール、サッカーが1チームずつが合同チームでの参加となった。また、ソフトボール競技ではチーム数がそろわず、試合を行うことができなかった。部員が減少し連携プレーや練習試合等、十分な人数での活動が困難となり、スポーツ・文化芸術活動の楽しさや良さに触れる機会が少なくなることで体験格差が生じている。

今後少子化が進み、本市の中学生の生徒数は令和8年度は1,834名に対して、10年後の令和18年は1,179名と、655名減少する。今後中学校の統合の計画はあり、一時的には1校当たりの生徒数は増加するものの近い将来、今と同じ状況になることが予想される。

現在、生徒の新たな活動の場を各競技の連盟、協会と協力して整備している。今年度は、12種目において連盟、協会の協力をもとに新たな地域クラブを立ち上げ、実証事業を実施した。また、実施できなかった競技についても随時、情報の共有を行い、実施の可否について協議している。加えて、学校部活動にない種目にも実証事業を行った。

実証事業を行った中であらためて確認された課題としては、活動場所の確保をどのようにしていくか、中学校施設や市施設の貸出方法・鍵の貸出方法を簡略化できないか、用具をどのように整備していくか、というハード面についてのものが出された。また、指導者の人員確保をどうするか、費用設定をどのようにし、受益者負担をどの程度にしていくかといった運営面での課題が昨年度に引き続き出された。

| 令和８年度の<br>生徒数（推計） | 令和１８年度の<br>生徒数（推計） |
|---|---|
| 1834人 | 1179人 |

**10年で655人の減少**

**※生徒数は約3分の2**

令和7年度実証事業実施クラブ（R7.8.31現在）

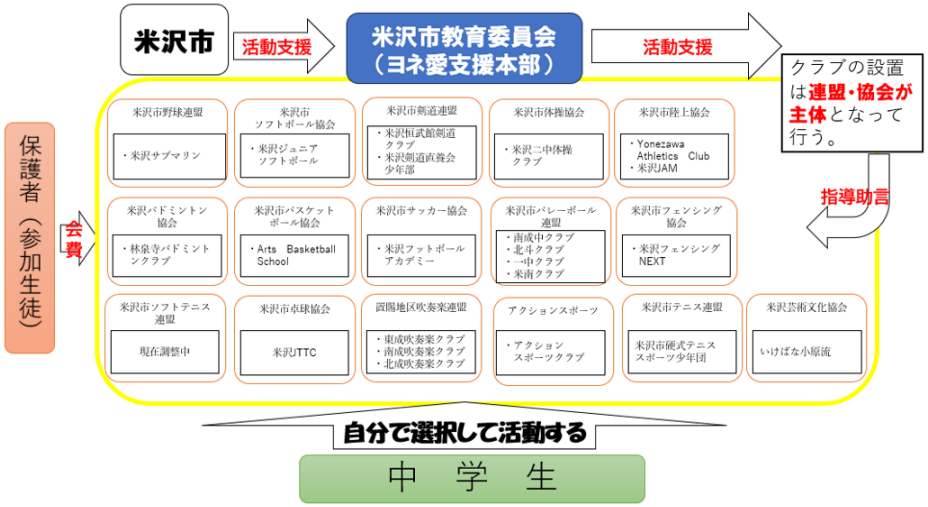
| クラブ名 | 種　目 | 主な活動場所（予定） |
|---|---|---|
| 米沢市イースタンユーススポーツ少年団 | 軟式野球 | 米沢七中 |
| なんせいクラブ | 軟式野球 | 米沢三中 |
| 米沢市ジュニアソフトボールクラブ | ソフトボール | 米沢一中、米沢四中 |
| 米沢市剣道連盟中学生クラブ | 剣道 | 三條かの記念館、市営武道場 |
| 米沢二中体操クラブ | 体操 | 米沢二中 |
| 林泉寺バドミントンクラブ | バドミントン | 米沢二中 |
| Yonezawa　Athletics　Club | 陸上 | 市営陸上競技場 |
| Arts　Basketball　School | バスケットボール | 米沢四中 |
| 米沢フットボールアカデミー | サッカー | 各中学校、人工芝 |
| 米南バレーボールクラブ | バレーボール | 旧南原中 |
| マルシェ山形 | フェンシング | 旧米沢五中、米沢七中 |
| 米沢市硬式テニススポーツ少年団 | 硬式テニス | 八幡原テニスコート |
| 米沢市少林寺拳法クラブ | 少林寺拳法 | 米沢一中 |
| 米沢市東成吹奏楽クラブ | 吹奏楽 | 米沢一中 |
| 米沢市南成吹奏楽クラブ | 吹奏楽 | 米沢二中、米沢三中 |
| 米沢市北成吹奏楽クラブ | 吹奏楽 | 米沢四中、米沢六中 |

# 2.実証内容と成果

スポーツ庁

## 運営体制・役割

### ●都道府県における推進体制図




### ●行政組織内での役割分担

#### ◉教育委員会

・教育委員会内に事務局を設置し、教育総務課、社会教育文化課、スポーツ課、学校教育課が連携を図りながら業務を推進していく。
・検討委員会及び各種説明会の企画・運営。協議内容を学校及び競技団体に報告し、受け皿の設置に向けコーディネートする。
・スポーツ協会との連絡・調整。中学生の活動の場の集約。
・芸術文化協会との連絡・調整。中学生の地域文化活動の場の環境整備と集約。

#### ◉コーディネーター

・地域スポーツ団体・受け皿団体と学校との連絡・調整
・部活動の地域移行に関わる実施協議会の運営
・部活動地域移行に係る学校・児童生徒・保護者への周知

## 年間の事業スケジュール

4月　おたよりの発行
　　実証事業開始（随時）
7月　第1回　部活動の地域移行に関わる検討委員会
8月　おたよりの発行
9月　認定地域クラブ情報交換会
10月　市民向け説明会
　　中間報告
11月　第2回　部活動の地域移行に関わる検討委員会
12月　認定地域クラブ情報交換会
1月　「米沢市における部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する方針」の策定
2月　令和8年度　部活動の地域展開に関わる説明会
　　教職員向け・クラブ向けの実施
2月　教職員と連盟協会の協議の場を設置
3月　令和8年度　事務作業説明会
3月　第3回　部活動の地域移行に関わる検討委員会
3月20日　認定地域クラブ　申請書提出完了

# 2.実証内容と成果

スポーツ庁

## 地域クラブ活動の運営実績

### ①全体に関すること

| | | | |
|---|---|---|---|
| 実施した地域クラブ活動総数 | | 14クラブ | |
| ケース別地域クラブ活動数 | A：部活動を地域移行した形の地域クラブ活動数（及び移行された部活動数） | | 11クラブ（36部活動） |
| | B：部活動にはない種目など、新規の地域クラブ活動数 | | 3クラブ |
| 全体の指導者数 | 77人 | 全体の運営スタッフ数 | 51人 |

### ②各地域クラブ活動に関すること（一部抜粋）

| 地域クラブ活動名 | 運営団体種別 | 種目 | 実施回数（平日・休日） | 実施時間帯 | 参加者（学年別） | 実施期間 | 指導者数 | 運営スタッフ数（他クラブと兼務） | 会費 | 大会参加方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 米沢ジュニアソフトボールクラブ | 米沢市ソフトボール協会 | ソフトボール | 19回 | 8:00~<br>11:00 | 8人（1年）<br>11人（2年）<br>9人（3年） | 4月～1月 | 9人 | 5人 | 年間<br>1,000円 | 参加なし |
| Yonezawa Athletics Club | スポーツ少年団 | 陸上競技 | 60回 | 主に<br>平日17:00~<br>19:00<br>休日14:00~<br>16:00 | 4人（1年）<br>6人（2年）<br>4人（3年） | 4月～1月 | 7人 | 2人 | 月会費<br>1,000円 | 中体連主催大会以外に参加実績あり |
| 北成軟式野球クラブ | 米沢市野球連盟 | 野球 | 8回 | 8:00~<br>11:00 | 5人（1年）<br>12人（2年） | 10月～1月 | 4人 | 4人 | 年間<br>1,000円 | 参加なし |

### ③市民向け説明会の開催について

令和7年10月17日（金）　18:30～　置賜総合文化センターホールにて

「米沢市部活動の地域展開に関する説明会」を開催した。

講師：山形県教育局学校体育保健課（部活動改革）担当

# 2.実証内容と成果

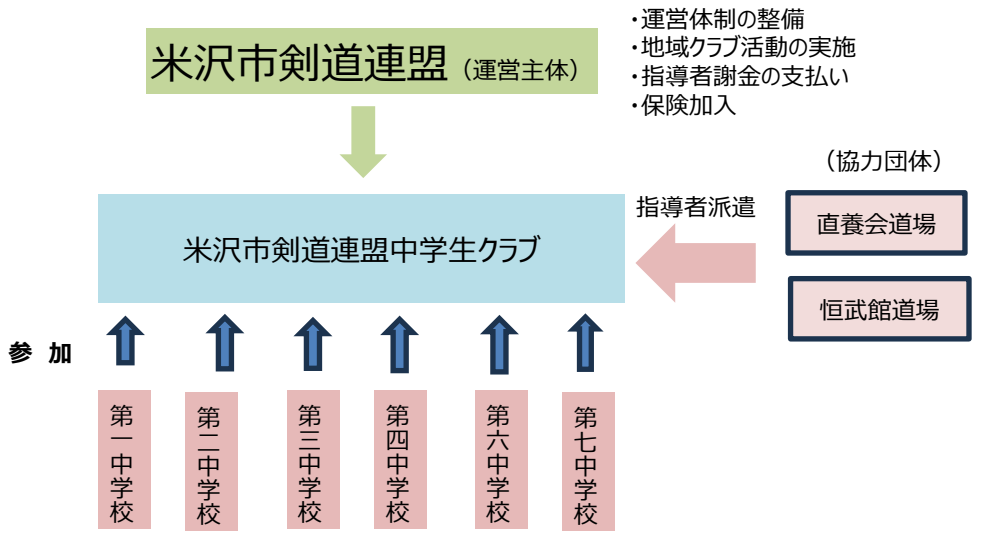
スポーツ庁

## 主な取組例

### ●米沢市剣道連盟中学生クラブ　活動概要

| | |
|---|---|
| 地域クラブ活動で実施した種目 | 剣道 |
| 運営団体名 | 米沢市剣道連盟中学生クラブ |
| 期間と日数 | 令和7年6月 ～ 令和8年1月<br>3回 |
| 指導者の主な属性 | 直養会道場所属、恒武館道場所属 |
| 活動場所 | 米沢市営体育館武道場<br>三條かの記念館 |
| 主な移動手段 | 保護者送迎 |
| 1人あたりの参加会費等（年額） | 月額500円 |
| 1人あたりの保険料 | 行事参加者傷害安全保険<br>一日1,400円 |

### ●地域クラブ活動を実施する際の運営体制図




### ●指導者や運営スタッフ等の役割分担等

●責任者

・活動の計画・運営

・参加生徒、保護者及び指導者との連絡調整、管理

・会場の確保　　・支払い

●指導者　7名

・指導者で役割分担を行い、生徒への指導を行う。

・初心者と経験者それぞれに応じた練習メニューの立案。

# 2.実証内容と成果

**ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備**
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

## 取組内容

### ●取組項目名　ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

#### 取組事項

・コーディネーターを1名配置し、米沢市スポーツ協会加盟の連盟及び協会との連絡調整・指導助言等を行う。
・運営団体・実施主体の運営体制の整備や指導者の確保等、持続可能な運営ができる組織体制の整備を行う。
・「米沢市地域クラブ設立の手引き」を作成し、地域クラブの在り方について、共通理解を図りながら体制整備を行う。
・地域クラブの情報交換の機会を定期的に設け、課題等の共通理解を図る。

#### 取組の成果

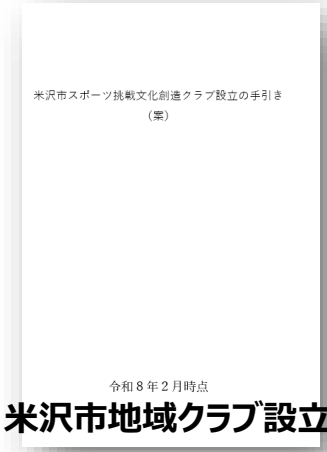
・コーディネーターを配置したことにより、関係団体との連絡調整、打ち合わせ等を円滑に行うことができた。
・情報交換会を適宜行うことで、課題の解決に向けた方向性が具体的にわかってきた。
・検討委員会において「米沢市地域クラブ設立の手引き」の作成をすることで、既存のクラブと今回の地域展開に関わって受け皿となるクラブの性格について明確にすることができた。
・検討委員会において「米沢市地域クラブ活動の手引き」を作成し、コンプライアンス等の共通理解を図った。

#### 今後の取組における課題

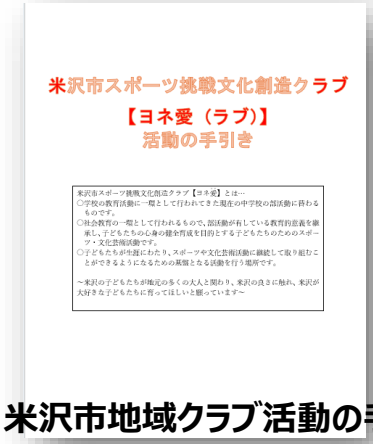
・受け皿となるクラブが多くなってきたことにより、市からのサポートが十分ではないクラブもある。
　今後は、各種目の連盟協会と連携し、クラブ運営を支援していく必要がある。
・平日の活動について、可能な活動があるか、検討していく必要がある。
・事故やトラブルが発生した際の対応について各クラブに周知していく必要がある。

#### 課題への対応方針

・認定制度を行うにあたって、連盟協会の認可を義務化することで、クラブが連盟協会と連携しやすい環境を整える。
・継続してコーディネーターを配置する。
・「米沢市地域クラブ活動の手引き」を活用した研修会等も開催する。




米沢市地域クラブ設立の手引き




米沢市地域クラブ活動の手引き

# 2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
**イ：指導者の質の保障・量の確保**
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

## 取組内容

### ●取組項目名　イ：指導者の質の保障・量の確保

#### 取組事項

・連盟・協会が中心となり、現在学校部活動の外部指導者として指導している方に協力を仰ぐ等、指導経験がある方を中心に広く呼び掛けた。
・「地域クラブ設立の手引き」を作成し、指導者としての要件をまとめることにより、有資格者でなくても、資質能力を有する者が指導しやすいよう、体制整備を行った。

#### 取組の成果

・米沢市の取組として、受け皿となるクラブの設置を、連盟・協会に依頼をしていたため、指導者についても、有能な指導者を確保することができた。
・活動に参加した生徒からは「専門的な指導を受けることができてうれしかった。」「一緒にプレーすることができて、いい経験になった。」等の感想が多く見られた。
・競技団体からの推薦という形をとったため、有資格者だけでなく、指導経験が豊富な地域指導者も参加しやすくなった。このことが人材確保につながったと考える。

#### 今後の取組における課題

・種目によって指導者に人数のばらつきが大きくなっている。
・指導者への謝金を十分に払えていない。

#### 課題への対応方針

・指導者を増やすだけでなく、適正規模でのクラブの実施を行っていくよう調整していく。
・今後も継続的に活動していくにあたり、指導者への保障（謝金等も含め）を検討していく必要がある。
・指導者の質（ハラスメントの根絶）を確保するために、研修会等を実施していくことを検討している。

#### 指導者の要件について

（3）　指導者の要件

生徒にとってふさわしい地域クラブ環境を整備するため、専門性や資質・能力を有する指導者であること。また、生徒の多様なニーズに応えられるよう、資質向上に取り組み以下の①～⑤のすべてを満たす者とする。

① 成人（満１８歳）に達していること（学生を含む）。
② 国、山形県、米沢市の指導指針に基づいて指導することができ、日頃から必要な知識や技術の習得に努めていること。
③ 地方公務員法第１６条に該当しないこと。
④ 過去の指導において体罰、ハラスメント等、指導者として不適格と認められる事項のないこと。
⑤ ①～④を満たし、かつ、市内競技団体・各文化芸術団体、市教育委員会、市内中学校長のいずれかの推薦がある者。

米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブの指導者については、米沢市教育委員会が承認する。
※指導者は教育委員会が開催する指導者講習会を受講することとする。
ただし、指導者資格（各種目で定める資格等）または教員免許状を所有している者は受講しなくてもよい。
（クラブの指導者全員が指導者資格もしくは教員免許状を所有している場合は、クラブ代表者１名が受講することとする。）

# 2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
**ウ：関係団体・分野との連携強化**
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

## 取組内容

### ●取組項目名　ウ：関係団体・分野との連携強化

#### 取組事項

・コーディネーターが、定期的に各連盟・協会に対して実態調査を行う。
実証事業を行っている種目の実態調査だけでなく、今年度行っていない種目についても来年度の計画等を確認していく。
・コーディネーターを中心に実証事業の実情を把握し、受け皿となる地域クラブとともに課題解決に取組む。

#### 取組の成果

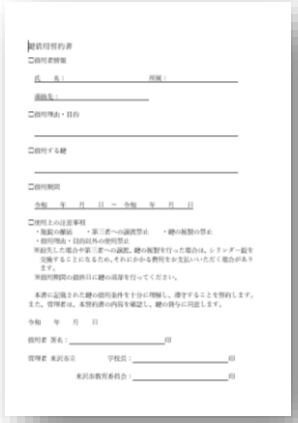
・実証事業を行うにあたり、各連盟・協会と常に実施内容について確認を行ってきたことで、ガイドラインに即した地域クラブの設置が進められている。
・実証事業を行っていない種目についても、継続的に連絡を行うことで、来年度の認定クラブへの参加種目が増加した。
・スポーツ協会と連絡を密に行うことで、スポーツ協会への訪問者へも活動内容を周知することができた。学校部活動にない種目（フェンシング、少林寺拳法、硬式テニス）も実証事業に参加することとなった。
・学校と情報交換を行い、学校でできる支援についても検討した。その結果、活動場所として学校施設を優先的に使用すること、学校部活動の道具を使用する、社会体育館等の鍵を一定期間借用することといった内容を確認することができた。

#### 今後の取組における課題

・学校部活動に設置してある種目において、まだ活動が開始されていない種目があるため、早急に対応していく必要がある。
・費用・会費については、種目によって大きく異なるため、今後とも検証が必要である。同じ種目についてはクラブによってばらつきが無いように設定していく必要がある。
・学校施設を使用する際の鍵の借用の簡素化やセキュリティ面の強化が必要である。

#### 課題への対応方針

・学校部活動と連携していく種目が多くあることから、部活動の保護者会費とクラブの受益者負担の金額の調整を行う必要がある。
そのすり合わせを行う機会を設定する。
・学校施設を安心安全に使用するためにルールの策定、監視カメラ等のハード面の強化の検討を行っていく。



鍵の貸出について

# 2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
**オ：内容の充実**
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

## 取組内容

### ●取組項目名　オ：内容の充実

#### 取組事項

○専門的な指導者による競技の特性、楽しさに触れられる活動を行う。
○参加生徒の実態に応じた活動を行う。
〇指導を希望する教員が参加できる体制を整える。

#### 取組の成果

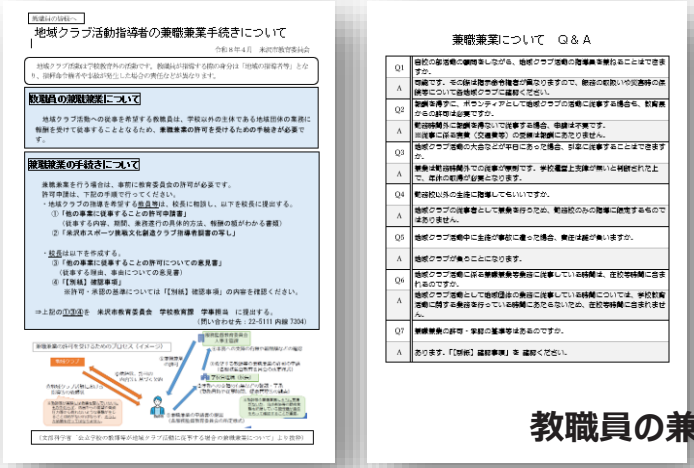
・内容の充実に記載した剣道に限らず、各種目において専門的な指導を行うことができる指導者を確保することができた。参加した生徒からは、否定的な感想はなく、どの種目においても充実した活動を行うことができた。
・指導者に謝金をお支払いすることにより、指導者自身もより責任をもって指導にあたっていた。
・生徒数が減少する中、学校によって体験格差が生じているが、活動するクラブ数を検討し、適正な規模で実施することにより、日頃行うことができない練習（連携プレーや試合形式等）を行うことができ、競技の専門性に触れることができた。
・連盟・協会の立場からも、競技の本質を伝えることができる良い機会となると同時に、専門性を有さない教員の手助けとなった。
・教職員についても、兼職兼業の制度を用いることで、指導にあたりたい教員の専門性を発揮できるようになったことに加え、希望する小学校教員の活動の機会も確保できた。

#### 今後の取組における課題

・持続可能な活動を行っていくためには、財源確保が必要である。今回は実証事業という事もあり、各クラブへの補助を行うことができているが、今後そうではなくなった場合の支援のあり方を検討していく必要がある。
・内容を充実させるにあたり、指導者の数だけでなく質を下げないことが重要である。専門性の高い指導者だけでなく、人間性（ハラスメントの撲滅等）を理解いただくための研修会も検討していく。

#### 課題への対応方針

米沢市としては、今年度の活動を受けて、以下の内容を確認している。
①学校施設の減免使用。
②学校部活動の道具を共同で使用する。
③財政支援については国、県と連携し、継続的に行っていく。




教職員の兼職兼業について

# 2.実証内容と成果



スポーツ庁

## 取組内容

### ●取組項目名　オ：内容の充実

**認定制度について**

○認定制度を継続して行い、生徒にとって安心・安全な活動が持続できるよう、米沢市、連盟・協会、クラブが役割を明確にし、連携を強化していく体制を整えていく。

〇認定制度を用いて、継続的に市からの支援を行っていく。

### 認定制度について

**（3）　実施体制**

ヨネ愛は、次の体制により、それぞれが相互に連携・協力して実施する。

**ア：支援団体（教育委員会）**

関係団体や学校等と連携し、全体の運営を把握しながら支援及び指導助言する。

**イ：統括団体（各種目の連盟・協会）**

ヨネ愛の活動を基本理念に沿うものとするために、活動の方針や施策を十分に理解し、指導スタッフをサポートしつつ、必要に応じて指導助言する。

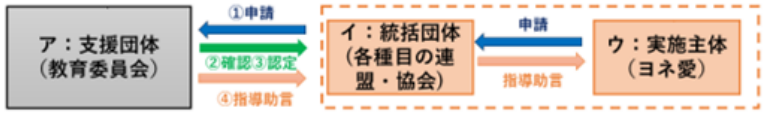
**ウ：実施主体（ヨネ愛）**

中学生に活動環境を提供するために、活動計画の決定・周知、クラブ運営費の管理、保護者との連絡調整などを行う。

生徒の安全な活動の責任を負うものとする。

**エ：指導者**

ヨネ愛の活動計画に基づき、練習の指導や大会などの引率を行う。




### 認定要件について

（1）　米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブの要件

米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブは以下の①～⑥の要件をすべて満たすものとする。

① 国が通知した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」および米沢市で策定した「米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブ活動（ヨネ愛）の在り方に関する方針」に準じた活動を行っていること。

② 活動中の事故やトラブル等の管理責任が明らかであること。

③ 指導者は公認スポーツ・文化芸術指導者資格を有している、または、米沢市が基準として示す指導者資格を満たしていること。

④ 規約等に基づいて団体の運営を行い、会計について公の場（団体の総会等）で承認を受け、適切に処理されていること。

⑤ 所属生徒のいる中学校と連携する体制が整っていること。

⑥ 市内中学生が所属していること。

# 2.実証内容と成果



スポーツ庁

## 取組内容

### ●取組項目名　カ：参加費用負担の支援等

○昨年度算出した費用を基に各クラブ受益者負担額ならびに指導者謝金を算出し活動を実施した。

■ランニングコストの分析

○指導者謝金

12種目で実証事業を行い、指導者謝金についての考え方が各々であった。

軟式野球は年俸制を取り入れたクラブ、時給1,500円～1,600円のクラブで実施。剣道は1回4,000円、陸上競技は1回1,000円で実施。

その他は時給1,000円として実施。

※バドミントンはチームの方針として0円であった。

その中で、剣道を基に算出した。

1回1人あたり4,000円

1回の練習会で3人の指導者を派遣予定→4,000円×3人分＝12,000円

○年間50回の活動とした場合　12,000円×50回＝600,000円

○今年度の参加者30名の場合　1人あたり年間約20,000円

○その他の費用として

・暖房費2,490円（3時間）12月～3月、16回使用の場合39,840円（1人あたり約1,300円）

・保険料800円（年間）・その他消耗品約70,000円（1人あたり約2,000円）

**持続的な運営に必要な受益者負担額の試算**

1人あたり　年間　活動費20,000円＋暖房費1,300円＋保険料800円＋その他2,000円＝24,100円

⇒月額約2,000円

# 2.実証内容と成果



スポーツ庁

## 取組内容

### ●取組項目名　カ：参加費用負担の支援等

**費用負担の在り方に関する取組**

休日の部活動を地域に展開していくにあたり、大きな課題が指導者への謝金である。子どもたちが安全に質の高い指導を受けられる体制を確立するためには、米沢市として各クラブに金銭的な補助をしていく必要がある。

クラブを運営するにあたり、

①道具は学校部活動と共用する。

②活動場所は学校施設を活用する。（減免での活動）とし、学校部活動と同等の環境を整える。

学校部活動では、教員に対して謝金は発生していなかった。その部分について下記のように算出した。

時給1,600円（部活動指導員）
最低2名の指導者（部活動の2人態勢以上の体制を求める）
1回3時間の活動とし、50回の活動（年末年始、お盆を除く週休日の1日）
⇒ 480,000円

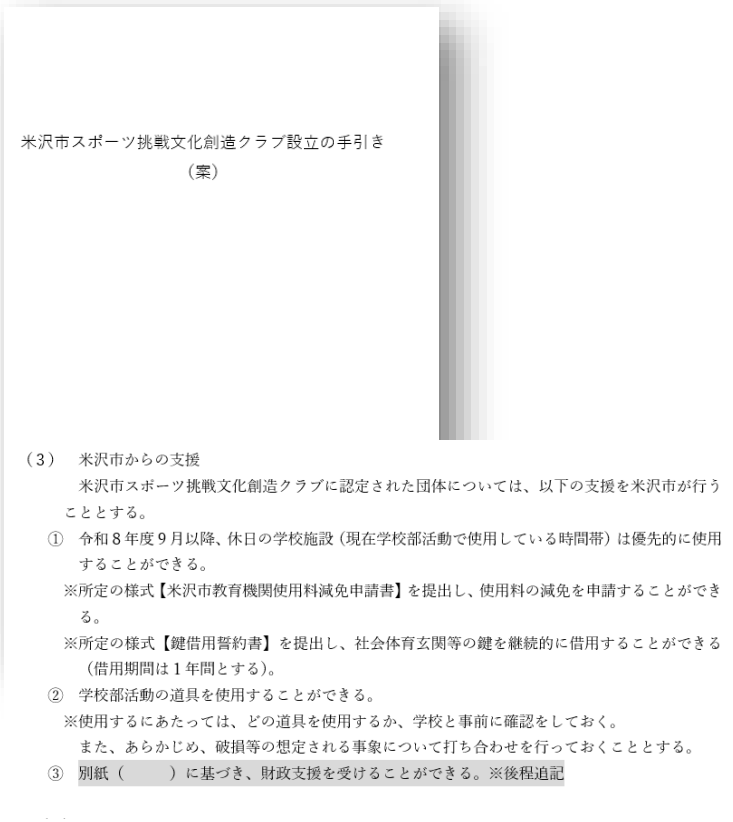
1クラブ480,000円の補助を行う方向性でいる。

その活用については指導者3人の場合は1回あたり3,200円程度に運用することも考えられる。

※実証事業では多くの団体で3人態勢時給1,000円として活動した団体が多かった。

※4人態勢とした場合は1回あたり2,400円程度となるため、不足分は受益者負担とすることも考えられる。

**公的支援について**



米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブ設立の手引き
（案）

（3）　米沢市からの支援
米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブに認定された団体については、以下の支援を米沢市が行うこととする。
① 令和８年度９月以降、休日の学校施設（現在学校部活動で使用している時間帯）は優先的に使用することができる。
※所定の様式【米沢市教育機関使用料減免申請書】を提出し、使用料の減免を申請することができる。
※所定の様式【鍵借用誓約書】を提出し、社会体育玄関等の鍵を継続的に借用することができる（借用期間は１年間とする）。
② 学校部活動の道具を使用することができる。
※使用するにあたっては、どの道具を使用するか、学校と事前に確認をしておく。
また、あらかじめ、破損等の想定される事象について打ち合わせを行っておくこととする。
③ 別紙（　　）に基づき、財政支援を受けることができる。※後程追記

# 2.実証内容と成果



## 取組内容

### ●取組項目名　キ：学校施設の活用等

#### 取組事項

・すべての種目の実証事業において、学校施設を利用し、課題等を出し合い、解決に向かう。
・顧問の先生がいない場合を想定し、実証事業を行う。

#### 取組の成果

・学校施設を利用するにあたり、当該学校の生徒は使い慣れていることもあり、使用方法について混乱を招くことは少なかった。
・低価格で使用ができた。
・道具の運搬等が少なくて済んだ。
・学校施設の利用については「米沢市地域クラブ活動の手引き」において使用上の注意をまとめた。
・外で活動する際、顧問の先生がいないときの、トイレの使用とクーリングシェルターの確保に課題が残った。外トイレの鍵及び社会体育玄関の鍵を継続的に利用するよう、使用上の注意をまとめた。
・学校施設は優先的かつ長期的に場所を確保できるよう、他課とも連携し調整を行うことができた。

#### 今後の取組における課題

・当該校の生徒以外は遠距離からの参加となることが多く、移動に負担がかかった。
・学校内を使用する際に、使用可能なエリアを限定する必要がある。

#### 課題への対応方針

・活動場所はできる限り、市内中心部となるよう調整する。
・学校施設の使用可能なエリアを学校とクラブですり合わせをする場を設ける。

**7　学校施設の利用**

・認定地域クラブは、学校部活動に替わる活動のため、学校施設を優先的に使用します。
・学校校舎では、地域クラブ活動が安全に行えるように、使用する教室を限定して活動します。決められた区域以外には立ち入らないでください。
・学校施設や物品等の破損や紛失のないように気を付けて使用してください。
・学校の決まりや学校の約束を厳守してください。
・時間を守り活動してください。
・火気は使用しないでください。
・学校敷地内は、全面禁煙です。学校敷地以外であっても周辺での喫煙は地域住民や通行人の迷惑になりますので、絶対におこなわないでください。

**使用上の注意について**

# 2.実証内容と成果



スポーツ庁

## 取組内容

**●取組項目名　キ：学校施設の活用等**

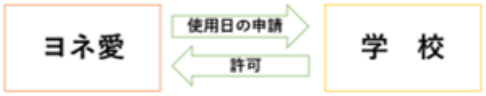
（5）　学校施設の使用について

① 学校ごと、指定された場所を使用する。

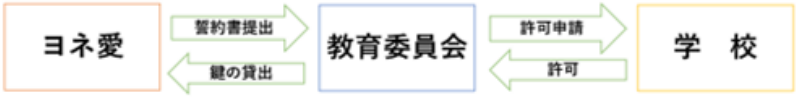
② 使用料減免とする。その際、所定の様式（米沢市教育機関使用料減免申請書）を米沢市教育委員会教育総務課に提出する。



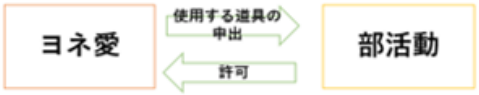

③ 「活動場所の重複を防ぐ」「使用する場所を明確にする」ために、所定の様式（米沢市立学校施設使用許可申請書）を使用する学校に提出する。




④ 社会体育玄関等の鍵を継続的に借用することを希望する場合は、所定の様式（鍵借用誓約書）を教育委員会学校教育課に提出し、使用する学校の許可を得て、鍵を借用する。




⑤ 部活動の道具を使用する場合は、どの道具を使用するか、ヨネ愛と部活動で事前に確認をしておくこととする。



# 2.実証内容と成果①

スポーツ庁

## 総括・成果の評価・今後に向けて

### ●総括

今回の実証事業を行っていくにあたり、連盟・協会の協力もあり、昨年度よりも事業を拡大して実施することができた。連盟・協会、クラブによって、活動回数に違いはあるが、参加した生徒達からは「生徒同士で学ぶ機会があった」「仲間が増えた」「指導が新鮮であった」「多くの試合ができた」「少数でできなかった実戦形式ができてよかった」等の声が聞かれた。

今年度実証事業に参加していない種目においても、来年度に向け、検討を進めている種目が多く、事業の拡大が期待できる。

しかし、どのクラブも参加生徒のニーズにこたえられる指導者が不足しているという声が聞かれた。また指導者に対する謝金についても再考する必要があると思われる。同時に参加費についてもクラブを運営するにあたり、受益者負担は必須であるため、あらためて活動の趣旨、ねらいを広く周知しながら、市としての支援についても検討を進めていく必要がある。

### ●成果の評価

〇どの種目においても意欲的に活動を行ってもらった。実証事業に、参加していない種目においても検討が進められるようになった。

〇市内にクラブを設置するにあたり、当初の予定から変更した方が良い種目が出てきた。実際の生徒の参加状況から適切な規模を検討することができている。

〇専門的な指導のみでなく、初心者向けの指導について考案したり、種目を限定しない体力づくり重視の活動をしたりと指導者に工夫がみられ、生徒たちの満足のいく活動が展開されている。

〇学校職員や地域指導者への活動の趣旨等はだいぶ浸透している。

### ●今後に向けて

・来年度以降も財政支援は必須である。特に、良質な指導者を確保するためには、指導者の謝金は払っていく必要がある。その際の事務作業がクラブの大きな負担となっている。各クラブへの支援のあり方を検討していく必要がある。

・活動場所を確保するために、廃校した学校の施設を利用することも必要である。担当課と連携していく必要がある。

# 2.実証内容と成果②

スポーツ庁

## アンケート結果・参加者/関係者の声

### ●参加者/関係者の声

**①参加者**
・平日の活動ではできない練習ができてよい。
・平日だと短い時間の活動だが、休日のクラブではまとまった時間で練習ができるのがよい。
・平日と違う指導者に教わることができるのがよい。

**関係者**
・生徒が集まって練習できるので、普段の部活動ではできない練習ができる。
・月2回の練習では少ない。十分な力がつけられない。

**②参加者**
・楽しく活動できてよい。
・対人競技でどうやって点を取るかを考え、勝つかが楽しい。
・相手の心をよんだり、礼儀がしっかりできたりするなど、わかりやすく指導してもらえる。やっていて楽しい。

**関係者**
・指導者からのアドバイスだけでなく、生徒同士での教えあいがある。
・指導者も一緒に活動している。
・競技自体が広く浸透していない。
・練習会場の確保が大変。できれば練習会場を固定化し、器具を設置し、そこへ行けば競技ができるようにしたい。

**③参加者**
・楽しく練習することができた。　・技の応用などが学べる。

**関係者**
・スポーツ少年団からの流れがあり系統的な指導ができる。
・ファイルによりクラブの引継ぎを行っている。
・丁寧に細かな指導ができる。
・指導者は、自分の仕事を休むなど調整して出てきている。教員が入らないと連絡調整が難しい。

**④参加者**
・部活動も合同部活動で行っている。いつも通り活動できている。
・部活動とは違う指導者に教えてもらい、新しい知識が得られてよい。
・統合に向けていい時間になっている。
・練習時間が確保されていてうれしい。

**関係者**
・特に困ったことはない。子どもたちは一生懸命活動している。
・学校の顧問の先生と「地域クラブ」への認識に差がある。
・小学生等への説明が不足しているのではないかと感じる。
・中学校の活動（平日）とのかかわりが課題だと捉えている。

# 2.実証内容と成果③

スポーツ庁




















## ヨネ愛で活動中の生徒の様子

# 2.実証内容と成果

スポーツ庁

## 地域クラブ活動の実施に至るまでの合意形成プロセス

| 令和5年 | | 令和6年 | | 令和7年 | | 令和8年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 検討委員会の設置、検討開始 | ▶ | 各競技団体・協会とのワーキンググループ | ▶ | 連盟・協会主体のクラブ設立 | ▶ | 生徒、保護者への説明 | ▶ | 地域クラブ活動の可能な種目より開始 | ▶ | 地域クラブ活動の拡大 |

**ステークホルダー**

学校、スポーツ協会、連盟・協会、地域クラブ、市教委、コーディネーター

**経過**

・令和5年度より検討委員会を設置し、競技連盟・協会が運営主体となる地域スポーツクラブを設立し活動する計画及び地域クラブの活動指針を策定した。

・令和6年度は、野球、体操、剣道、バドミントン、陸上、ソフトボールの6つで地域スポーツクラブを立ち上げ、受け皿の整備を進めた。

・令和7年度は14の地域クラブで実証事業を行った。

**実施内容**

・令和6年10月から、希望者が地域クラブ活動へ参加する試験的な取組を本格的に開始した。

・地域クラブ活動は令和6年度は6種目、令和7年度は12種目で実施した。

・実施にあたって、各中学校の顧問より生徒への周知等がなされた。種目によっては保護者会を開催し、実施の趣旨や目的について説明が行われた。

**実施にあたって生じた課題**

・活動場所の確保や鍵の貸出に対する指導者の負担が大きいことが指摘された。各クラブは認定されているクラブであることから、誓約書を交わし、一定期間鍵を貸し出すことで学校と合意した。

・指導者謝金が継続的に払えるよう財政支援が必要である。

・各クラブの事務作業が大きな負担となっている。

**今後の展開**

・令和8年9月からは、市内すべての中学校において、休日は部活動を行わないこととなる。休日の地域クラブ活動を可能な限り実施していくにあたり、連盟・協会や地域クラブと密に連絡を取っていく必要がある。

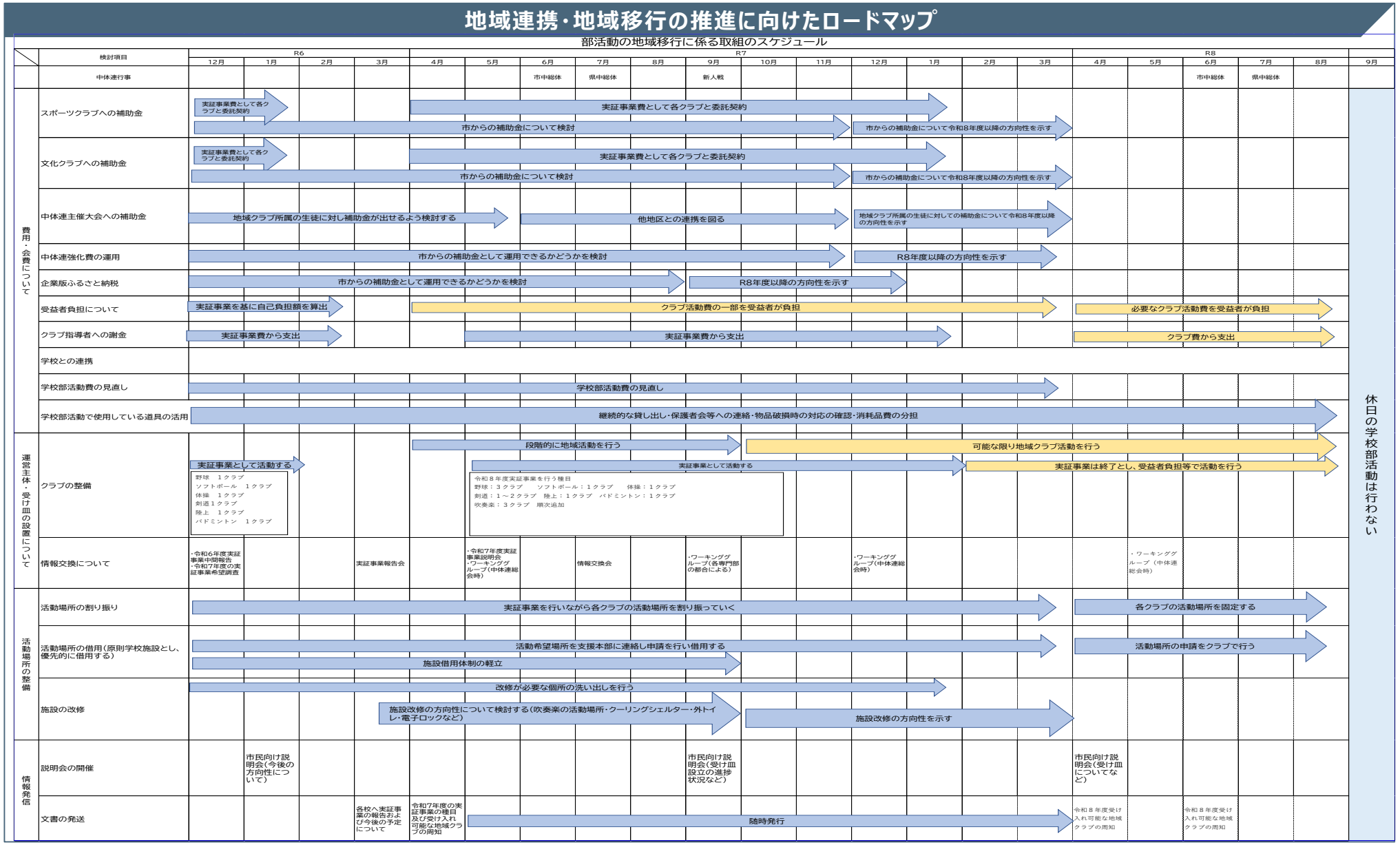
・持続可能な地域クラブ運営とするために、受益者負担や移動手段、指導者の質の確保について保護者の理解を深めていく必要がある。説明会を開催したり、おたよりを発行したりと周知の機会を多く設ける必要がある。また、学校と連携し、部活動説明会等でも説明をしてもらう。

# 3.今後の方向性

スポーツ庁

## 地域連携・地域移行の推進に向けたロードマップ

部活動の地域移行に係る取組のスケジュール



# 3.今後の方向性

スポーツ庁

## 地域連携・地域移行の推進に向けたロードマップ

部活動の地域移行に係る取組のスケジュ

| | 検討項目 | R6 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | R7 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 中体連行事 | | | | | | | 市中総体 | 県中総体 | | 新人戦 | |
| 費用・会費について | スポーツクラブへの補助金 | 実証事業費として各クラブと委託契約 | | | | 実証事業費として各クラブと委託契約 | | | | | | |
| | | 市からの補助金について検討 | | | | | | | | | | |
| | 文化クラブへの補助金 | 実証事業費として各クラブと委託契約 | | | | 実証事業費として各クラブと委託契約 | | | | | | |
| | | 市からの補助金について検討 | | | | | | | | | | |
| | 中体連主催大会への補助金 | 地域クラブ所属の生徒に対し補助金が出せるよう検討する | | | | | | 他地区との連携を図る | | | | |
| | 中体連強化費の運用 | 市からの補助金として運用できるかどうかを検討 | | | | | | | | | | |
| | 企業版ふるさと納税 | 市からの補助金として運用できるかどうかを検討 | | | | | | | | | R8年度以降の | |
| | 受益者負担について | 実証事業を基に自己負担額を算出 | | | | クラブ活動費の一部を受益者が負担 | | | | | | |
| | クラブ指導者への謝金 | 実証事業費から支出 | | | | | 実証事業費から支出 | | | | | |
| | 学校との連携 | | | | | | | | | | | |
| | 学校部活動費の見直し | 学校部活動費の見直し | | | | | | | | | | |
| | 学校部活動で使用している道具の活用 | 継続的な貸し出し・保護者会等への連絡・物品破損時 | | | | | | | | | | |
| 運営主体・受け皿の設置 | クラブの整備 | 実証事業として活動する | | | | 段階的に地域活動を行う | | | | | | |
| | | 実証事業として活動する | | | | | | | | | | |

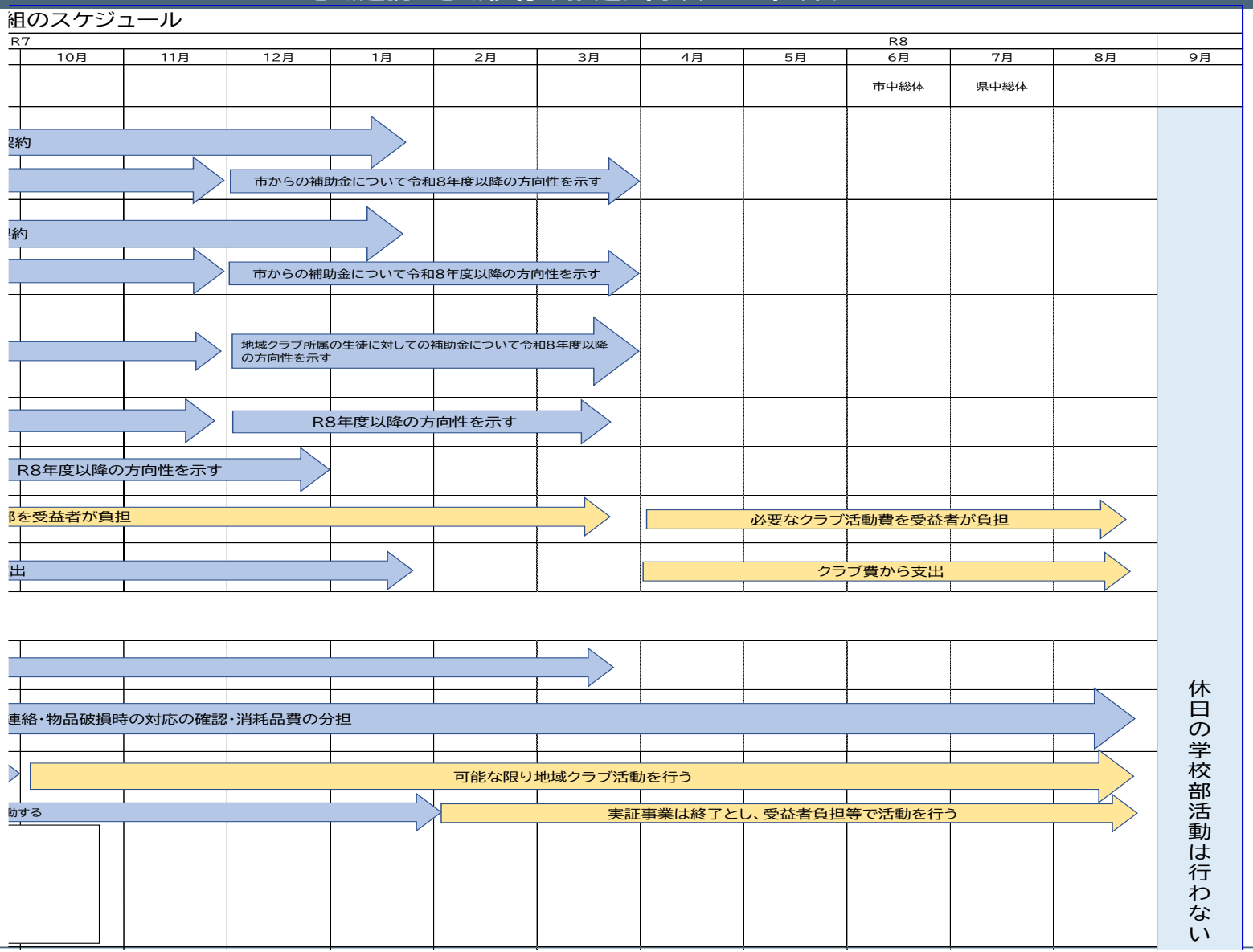
野球　１クラブ
ソフトボール　１クラブ
体操　１クラブ
剣道１クラブ
陸上　１クラブ
バドミントン　１クラブ

令和８年度実証事業を行う種目
野球：３クラブ　ソフトボール：１クラブ　体操：１クラブ
剣道：１～２クラブ　陸上：１クラブ　バドミントン：１クラブ
吹奏楽：３クラブ　順次追加

# 3.今後の方向性

スポーツ庁

## 地域連携・地域移行の推進に向けたロードマップ



# 3.今後の方向性

スポーツ庁

## 地域連携・地域移行の推進に向けたロードマップ

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 量について | 情報交換について | ・令和6年度実証事業中間報告<br>・令和7年度の実証事業希望調査 | | | 実証事業報告会 | | ・令和7年度実証事業説明会<br>・ワーキンググループ（中体連総会時） | | 情報交換会 | | ・ワーキンググループ（各専門部の都合による） | |
| 活動場所の整備 | 活動場所の割り振り | 実証事業を行いながら各クラブの活動場所を割り振っていく | | | | | | | | | | |
| | 活動場所の借用（原則学校施設とし、優先的に借用する） | 活動希望場所を支援本部に連絡し申請を行い借用する | | | | | | | | | | |
| | | 施設借用体制の軽立 | | | | | | | | | | |
| | 施設の改修 | 改修が必要な個所の洗い出しを行う | | | | | | | | | | |
| | | | | | 施設改修の方向性について検討する（吹奏楽の活動場所・クーリングシェルター・外トイレ・電子ロックなど） | | | | | | | |
| 情報発信 | 説明会の開催 | | 市民向け説明会（今後の方向性について） | | | | | | | | 市民向け説明会（受け皿設立の進捗状況など） | |
| | 文書の発送 | | | | 各校へ実証事業の報告および今後の予定について | 令和7年度の実証事業の種目及び受け入れ可能な地域クラブの周知 | | | | | | 随時発行 |

# 3.今後の方向性

## 地域連携・地域移行の推進に向けたロードマップ

